

「山口県男女共同参画センター（仮称）」開設準備業務 仕様書

1 概要

本仕様書は、「山口県男女共同参画センター（仮称）」開設準備業務（以下「本業務」という。）の企画提案及び実施に関し、必要な仕様を定めるものである。

2 本業務の目的

- 県は、令和9年4月、本県における男女共同参画の拠点として、山口県婦人教育文化会館カリエンテ山口（以下「カリエンテ山口」）内に、「山口県男女共同参画センター（仮称）」を整備し、関係団体や県内市町をはじめとした関係者間の新たなネットワークの構築や、地域課題・ニーズを踏まえた取組等の展開による男女共同参画の実現を図ることとしている。
- 当センターにおいては、企業・NPO・市町・関係団体・県民など多様な主体が、日常的に気軽に利用できる開放的で親しみやすい空間である交流スペースや、情報発信基盤としての情報発信スペース等を整備するとともに、県民に親しまれ、その役割や機能を身近に感じてもらえるよう、施設の新たなイメージや役割にふさわしい愛称を設定し、施設の認知度及び利用促進につなげることとしている。

3 適用範囲

本仕様書は、山口県と受託者との間で契約する本業務に適用する。

4 履行期間

契約締結日（10月中旬予定）から令和9年3月31日まで

5 委託上限額

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 本業務の内容

以下の各業務において、用途、利用用途、利用人数、改修工事完了後の条件等を踏まえ、提案及び実施するものとする。

（1）情報発信スペース（カリエンテ山口1階、現：開放スペース）

【用途】

男女共同参画に関する情報発信、読書、交流、休憩及び体験等、多目的に利用できる情報発信スペースとする。

【利用者】

小学生から高齢者まで、幅広い世代の利用を想定する。

【業務内容】

- ・別添の《図面1》を基本として、既存の壁面タイル及び陶器製の飾りを活かしながら、「男女共同参画らしさ」を感じられる空間となるよう、什器・備品、色彩、素材などを含め、総合的な空間デザインを提案すること。
- ・大ホール利用時には人通りや待合が多くなることから、利用者及び来館者の通行動線を確保したレイアウトとすること。

- ・既存の書籍、本棚、テーブル、椅子、パーティション等、県が撤去・廃棄を指示するものは、適正に撤去・廃棄すること。
- ・既設の自動販売機は移動せず継続使用すること。
- ・壁面に設置されている既存の陶器製の飾りは撤去せず、意匠として活用すること。
- ・レイアウトの提案後、県と協議の上、決定した備品等（ソファ、椅子、本棚等）を設置すること。
- ・男女共同参画関連の書籍を約200冊配置すること。なお、書籍の種類・分野等についても提案し、県と協議の上、決定した書籍を設置すること。
- ・デジタル図書閲覧用のタブレット端末3台を設置できる環境を整備し、盗難防止等の対策を講じること。
- ・デジタル図書導入に係る経費が発生する場合、令和9年4月1日以降の利用料は県の負担とするが、令和9年3月31日までに要する経費については、受託者負担とすること。（デジタル図書導入に伴うインターネット環境については、カリエンテ山口においてWi-Fi環境を整備済みであり、通信料金は要しない予定。）
- ・デジタル図書閲覧用に椅子3脚を設置すること。
- ・リーフレットスタンド等を活用したチラシ・情報発信コーナーを設置すること。
- ・既設の喫茶コーナーの前は、「体験コーナー」として活用できるスペースとし、今後の活用法等についてレイアウト案に含め提案すること。なお、中庭が見えるよう視認性を確保したレイアウトとすること。
- ・デジタルサイネージ1台（65インチ以上）を設置すること。なお、大きさや設置場所については、空間全体の利用状況等を踏まえ提案すること。
- ・デジタルサイネージに投影する動画について、県が指示する調整作業や収集作業を実施すること。（契約後に県と協議の上、決定）
- ・デジタルサイネージに投影する「山口県男女共同参画センター（仮称）」設置後の紹介動画を作成するため、素材収集・編集作業を県の指示において実施の上、完成させること。
- ・サーキュレーターを2～3台設置し、可能な限り利用者が適温となるよう配慮すること。
- ・吹き抜け構造により天候等によってスペースが暗くなることを考慮し、十分な明るさを確保できる照明計画を提案し、照明設備を設置すること。
- ・利用者が安心して滞在できる空間を創出するため、適度な音量のBGMを流す環境を整備すること。
- ・再生する音楽は、施設の運営目的にふさわしい落ち着いた内容とし、利用者のプライバシー保護や心理的負担の軽減に配慮すること。
- ・再生するためのBGM音源を選定し納品すること。なお、納品する音源は、県が追加の使用料、著作権使用料その他の費用を負担することなく、施設内で継続的に利用できるものとする。
- ・幅広い世代が利用することを踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮した空間とすること。

（２）交流スペース（カリエンテ山口3階、現：客室（改修工事予定））

【用途】

県民をはじめ関係団体や企業など、男女共同参画に関する幅広い関係者が日常的に交流可能であるとともに、セミナーやグループワーク等、多目的に利用できる交流スペースとする。

【利用人数】

20～30名程度を想定する。

【予定される改修工事内容】

県では、交流スペースを整備するため、客室である301号室及び302号室を令和8年12月上旬から令和9年3月上旬まで改修工事を実施予定である。改修工事完了後は、別添の図面2のとおり予定。（改修前及び改修工事中の見学等は不可。）

《改修工事内容（予定）》

- ・301号室及び302号室の一室化
- ・室内に、スライディングウォール1式、受付カウンター1席、給湯所1カ所、窓際カウンター（H700）の設置
- ・入口2カ所に片引き戸（中央部ガラス・木製）の設置
- ・壁面は全て白基調のクロスを張り付け、床は木目調

【業務内容】

- ・別添の《図面2》を基本として、日常的に交流が行える空間となるよう、什器・備品、色彩、素材などを含めた総合的な空間デザインを提案すること。（受付カウンターには常時1名の職員が駐在する予定。）
- ・以下の備品等については必ず設置すること。
 - *可搬型大型ディスプレイ1台（PCからの画面投影やWEB会議が利用できること、HDMI端子・ケーブルを付属すること）
 - *可動式丸形テーブル4～5台（セミナー、研修、グループワーク等での利用を想定し、用途に応じてレイアウト変更が容易にできること）
 - *テーブル用椅子20～30脚
 - *窓際カウンター用椅子10脚
 - *移動可能なパーティション10台程度（約H1600、防火物品であること）
 - *ホワイトボード2台
 - *受付カウンター用椅子1脚
 - *受付カウンター職員の事務用品収納
 - *受付カウンター職員の事務用品
 - *窓用ブラインド（窓枠約H1760）
 - *入口片引き戸用目隠しシート（室内のプライバシーを確保しつつ、外部からの視認性を適度に残した仕様、決定した愛称やマークの貼り付け）
 - *廊下に部屋名のつき出しサイン
 - *サーキュレーター2台
 - *ポット1台
 - *交流スペース前に設置する可搬型立て看板1台
- ・幅広い世代が安全かつ快適に利用できるよう、備品等の大きさ、配置、動線等に配慮すること。
- ・入口片引き戸への目隠しシート及び愛称・マークの貼り付けに係る仕様・デザイン案を提案すること。（愛称・マークは決定後）
- ・利用者が安心して滞在できる空間を創出するため、適度な音量のBGMを流す環境を整備すること。
- ・再生する音楽は、施設の運営目的にふさわしい落ち着いた内容とし、利用者のプライバシー保護や心理的負担の軽減に配慮すること。

- ・再生するためのBGM音源を選定し納品すること。納品する音源は、発注者が追加の使用料、著作権使用料その他の費用を負担することなく、施設内で継続的に利用できるものとする。
- ・幅広い世代が利用することを踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮した空間とすること。

（３）相談室（カリエンテ山口１階、現：相談室）

【用途】

「山口県男女共同参画相談センター」が主に使用する。DV等に関する相談を受けるため、相談者のプライバシーに最大限配慮した相談室。

【利用者・利用人数】

相談者・対応者の合計２～６人程度を想定する。

【予定されている改修工事（予定）】

県では、（１）交流スペースと同期間の令和８年１２月上旬から令和９年３月上旬までの間、改修工事を実施予定である。（改修工事中の見学等は不可。改修前は見学可）

《改修工事内容（予定）》

- ・入口ドアの位置変更（相談室に向かって左から中央へ変更）
- ・遮音性を高める壁改修
- ・エアコン設置個所、排気口の位置変更

※その他レイアウトの変更はない。

【業務内容】

- ・既存のテーブル、椅子等、県が撤去・廃棄を指示するものは、適正に撤去・廃棄すること。
- ・プライバシー及び居心地に配慮した空間デザインを提案すること。
- ・相談者及び対応者が、落ち着いて会話のできるテーブル１台、椅子６脚を設置すること。
- ・サーキュレーター１台を設置すること。

（４）事務スペース（１階カリエンテ山口事務所内の県が指定するスペース）

【用途】

「山口県男女共同参画センター（仮称）」事務職員１名が業務を行う事務スペース。
（約２m×約１．５mの長方形スペース）

【業務内容】

- ・事務所内には、カリエンテ山口職員等の他職員がいることから、当センター職員が快適に事務を行える環境を、事務所内の動線に配慮して整備すること。
- ・以下の備品等については必ず設置すること。
 - *事務用デスク１台
 - *事務用椅子１脚
 - *書類やファイルを収納する棚１～２台
 - *プリンター１台（スキャナ機能付き）

- *シュレッダー 1 台
- *パソコン、プリンター等の使用に必要な電源
- *サーキュレーター 1 台

(5) 施設の入口看板

【業務内容】

- ・カリエンテ山口の玄関外に、カリエンテ山口利用者が「山口県男女共同参画センター（仮称）」を含め、カリエンテ山口内の複数施設を把握できる看板を設置すること。
- ・入口付近の壁掛け型、または置き看板を想定しているが、契約後の県との協議により最終的に決定すること。
- ・幅広い世代が利用することを踏まえ、視認性に配慮すること。

(6) 敷地の入口看板

【業務内容】

- ・カリエンテ山口敷地入口に、道路から視認できる看板を設置すること。
- ・道路からの視認性を確保し、利用者が駐車場入口を認識しやすい看板とすること。
- ・歩道にはみ出さないよう、設置位置及び大きさ等に配慮すること。
- ・施設全体のデザインとの調和を図り、景観に配慮したデザインとすること。
- ・電源は確保できない予定のため電光掲示板等は不可であり、夜間でも把握できる反射板等、工夫すること。

(7) 愛称の公募

【業務内容】

- ・県民に親しまれ、施設の役割や特徴が伝わる愛称を決定するため、愛称の公募に関する企画を提案すること。
- ・公募はウェブ応募フォームを利用すること。
- ・県民に広く周知するための効果的な広報・周知方法を提案すること。
- ・公募から選考、決定、発表までの一連の流れを踏まえた企画を提案すること。
- ・愛称決定後の発表方法について、効果的な方法を提案すること。
- ・具体的なスケジュールを提案すること。（契約後の県との協議により最終決定）
- ・決定後の愛称は、情報発信スペースや交流スペースの備品、看板等に積極的に活用すること。

《想定スケジュール（予定）》

令和8年10月～11月公募、12月選考、令和9年1月決定、2～3月公表

《想定公募内容》

- ・募集方法：関係各所にチラシ等の送付・設置、県内小中高等学校等への送付、県のホームページやSNSで周知
- ・応募資格：県内在住者
- ・応募方法：ウェブ応募フォーム
- ・入力項目：愛称、愛称を決めた理由、応募者氏名、住所、連絡先 等
- ・審査会：県において実施

- ・公 表：県記者配布、県のホームページやSNS、その他提案された方法
- ・そ の 他：決定した愛称の応募者1名（複数該当の場合は抽選）に「ぶちうまカタログギフト・ギフトカード」贈呈 等

（８）「山口県男女共同参画センター（仮称）」のマークデザイン

【業務内容】

- ・「山口県男女共同参画センター（仮称）」が県民に親しまれるマークデザインを3案以上提案すること。
- ・上記（７）愛称との関係性や発表方法も考慮して提案すること。
- ・決定後のマークは、情報発信スペースや交流スペースの備品、看板等に積極的に活用すること。

（９）開設式の準備

【業務内容】

- ・令和9年4月以降に予定している「山口県男女共同参画センター（仮称）」開設式の実施に必要な準備及び設営等を行うこと。
- ・開所式の実施内容、会場設営、必要備品等について提案し、令和9年3月31日までに、開設式当日の運営に関して準備できるものは全て準備すること。

（10）共通の留意事項

- ・企画提案の提出にあたっては、事前に県と調整の上、指定した期間内に、必ず現地確認を行うこと。
- ・利用者の年齢や利用目的が幅広いことを踏まえ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・備品等の設置にあたっては、転倒防止措置等を講じるなど、利用者や事務職員の安全及び円滑な通行等に配慮したレイアウト案とすること。
- ・備品等は各スペースの用途及び利用人数に適した仕様とすること。
- ・業務中もカリエンテ山口利用者があることから、利用者には常に配慮することとし、備品等の撤去・搬入等に際し生じた事故については、受託者の責任において対応すること。
- ・建築基準法、その他関係法令を遵守すること。
- ・企画提案にあたっては、各スペースの完成後のイメージが把握できるパース等を作成の上、提出すること。
- ・その他、各スペースの用途を踏まえ、必要かつ効果的な追加提案を行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項や詳細仕様については、県との協議により決定するものとし、必要に応じて計画変更等を行うこと。

7 実施体制及びスケジュール

○業務スケジュールは概ね以下のとおりとする。なお、変更もあるため、その場合は県と協議により調整すること。

時期	内容
令和8年9月16日	プロポーザル公募開始
10月上旬	プロポーザル審査
10月中旬	契約
10月下旬～11月	愛称公募、レイアウト提案
12月	愛称選考、レイアウト決定
令和9年1月	愛称・マークデザイン決定、什器・備品等を発注
令和9年2月～3月末	什器・備品等を設置（改修工事完了後）

○交流スペース・相談室については改修工事を予定しているため、備品等の納品・設置時期については、改修工事の進捗状況を踏まえ、県と協議の上、決定すること。

○備品等の撤去・搬入・設置等の時間は、原則平日9時～17時とするが、別途、県から指示があった場合は、この限りではない。

8 提出書類

○提出書類の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に県と協議し、承認を受けた上で決定するものとする。

（1）事前提出書類

事前に次の書類を提出すること。
・作業概要、計画工程表、体制図

（2）完了報告書

本業務の完了に当たり、以下の書類を提出すること。
・配置図、壁面の展開図、平面図、建具表
・写真（作業前、作業中、作業後、撮影場所適宜）
・仕上表（屋内の仕上げ、色番号、材料名、メーカー名等）

なお、完了報告書提出時点において、以下の状態を満たしていること。
・各スペース等について、各用途に基づき利用可能な状態となっていること。
・備品等の納入及び設置が完了していること。
・室内全体の清掃が完了していること。
・必要な付属設備等の設置が完了していること。

9 検査

（1）完了検査

県による完成検査を行うが、これに必要な準備は受託者の負担により行うこと。

（2）再検査

受託者は、完了検査に合格しなかったときは、県の指示に従い、自身の負担により再度検査を受けなければならない。

10 保証

- 受託者は、本業務により整備した備品等について、引渡し後、一定期間（以下「初期不具合対応期間」という。）において、通常の使用により生じた不具合が認められた場合には、速やかに無償で修理、交換又は調整等の必要な対応を行うこと。
- 初期不具合対応期間の具体的な期間及び対応内容については、契約締結時に県と協議の上、決定するものとする。なお、備品等にメーカー保証が付されている場合には、当該保証内容に基づき対応するものとし、保証外となる不具合については、県と協議の上、対応を決定すること。

11 再委託

- 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により県と協議し、承認を得た場合はこの限りでない。
- 県が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 県が承認した場合であっても、受託者は、県に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

12 機密保持

- 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- 受託者は、本県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 受託者は、資料等を本業務の目的以外のために複製及び加工してはならない。
- 受託者は、本業務終了後、速やかに資料等を返還すること。

13 その他

- 受託者は、本業務の実施において、県と緊密に連携するため適宜協議を行い、業務の円滑な進捗に最大限に努めること。
- 協議内容については、受託者が記録簿等を作成し、県に提出すること。
- 本業務の実施に要する費用は、委託上限額の範囲内において、原則として受託者の負担とすること。
- 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、県と協議の上、解決するものとする。